

## ODA中期政策（案）に対するコメントを提出

プラント業務グループ

外務省は昨年12月3日、同年10月5日の対外経済協力閣僚会議において了承された策定方針（「政府開発援助に関する新中期政策の策定について」）に基づき取り纏めた「政府開発援助に関する中期政策（案）」を公表し、パブリックコメントの募集を行った。

本中期政策（案）は、昨年8月の閣議決定により改定された政府開発援助大綱の考え方を詳細かつ具体的に記述したもので、これにより、ODA政策の立案及び実施を図るためのものである。

当組合では、プラント輸出総合対策委員会（委員長：石川島播磨重工業(株)理事・営業統括本部副本部長 田中 靖氏）において、平成12年度から平成14年度の間、我が国のプラント輸出支援策のあり方に関するWG（座長：日揮(株)清水幸比古取締役（当時））が取り纏めた報告書及び提言を参考に、その後の状況変化も加味して、以下のコメントを作成、提出した。

### 「政府開発援助に関する中期政策（案）」に対するコメント

平成17年1月7日

日本機械輸出組合

プラント輸出総合対策委員会

日本機械輸出組合プラント輸出総合対策委員会では、その下に、我が国のプラント輸出支援策のあり方に関するWG（座長：日揮(株)清水幸比古取締役（当時））を設置し、平成12年度から平成14年度までの3年間にわたり、欧米諸国との比較のもとに我が国プラント輸出支援策のあり方を調査、研究した。プラント輸出においては、国際協力銀行の輸出金融等を利用した商業ベースの商談とともに、我が国ODAの有償資金協力である円借款の対象となるプロジェクトも数多くあることから、この調査、研究においては、円借款のあり方に関する意見が活発に展開され、提言の形で最終報告書の中に盛り込まれた。以下は、今回のODA中期政策(案)に対するパブリック・コメントの一般公募に際し、それら3年間の調査、研究の結果に加え、最近の動向をも踏まえた上で、コメントとして取り纏めたものである。

1. 今回のODA中期政策（案）は、全体として、新ODA大綱の理念に則り、ODAに関する政府の考え方や取組等を、より具体的に国民に示すという観点から、分かりやすく、より具体的に記述されていて評価できるものとする。中期政策(案)では、まず、「人間の安全保障」の視点が全面に出され、重点課題として、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」が取り上げられているが、これら4つの重点課題の全般にわたって、経済・社会インフラ整備の重要性が述べられており、特に、『3.(2)(ロ)(a)経済社会基盤の整備』においては、整備が必要なインフラの内容が具体的に詳細に列挙されている点は、高く評価される。加えて、経済連携協定の推進による我が国経済とのリンケージと囲い込みのレ

ベルアップ、ODAと輸出信用の連携、ODAを活用した環境問題への取組などの重要性が説かれ、それらを戦略的かつ効率的なODAの活用を通じて取り組む考えが示されているのは評価できる。さらに、「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について」においては、援助の実施体制における現地機能強化の必要性や非援助国による開発計画や開発目標策定作業への我が国の積極的な参画の必要性等の指摘も評価されることである。また、『4.(2)(ホ)被援助国における我が国関係者との連携強化』において「経済団体（現地に進出している民間企業を含む。）等との連携強化」が謳われている点は、民間企業がODAの担い手の一員であることが認知されていることをしめす一文として歓迎したい。

2. 上記を踏まえつつ、当委員会としては、今回のODA中期政策（案）の実効性を高めかつその内容の一層の充実を図るため、以下の点についてご配慮をお願いしたい。

（1）国際金融機関のODAと2国間ODAの使い分け

日本からの援助ODAには、世界銀行、欧州復興開発銀行、アジア開発銀行、国連関係など国際機関に拠出しているマルチのODAと2国間のODAがあるが、これらを戦略的に使い分け、世界的な貧困削減、途上国経済への貢献等の国際貢献にはマルチのODAで対応し、2国間ODAは我が国企業にも裨益する提案型案件等に対応させる。

（2）タイド化の推進

「顔の見える援助」を実現するためには、日本企業が現地に赴き工事を実際に行うことが重要である。アンタイトの円借款では日本企業が受注できず、「顔の見える援助」につながらない。日本の技術、アジアとの広い人脈ネットワーク、案件発掘のための採算を度外視して行ってきた努力を具体的なビジネスに結び付けて残すための「タイド」化を推進する。

（3）「本邦技術活用条件」の適用条件の緩和

例えば、「発展途上国側が日本からの支援を希望」、「日本企業（連合）等が一番札獲得」、「日本企業の長期間におよぶ技術移転や事業形成貢献」という3つの条件がそろった場合等、「本邦技術活用条件」を必ずしも満たしていなくとも妥当な条件の下においては実質的かつ結果的にタイド円借款となるような柔軟な措置を講じる。

（4）要請主義の見直し

それぞれの案件の相手国経済への貢献や我が国技術の活用性などの議論・精査を通じて、形式としての合意にMOUやofferに対するacceptanceを含めることとし、これにより、「合意主義（仮称）」で「要請主義」を代替する。

（5）SPC（特定目的会社）への円借款融資

民活案件の中でも、相手国政府にかかわって実施するような極めて公共的な性格が強い案件については円借款を柔軟に活用し、SPC（プロジェクト実施のための特定目的会社）への融資ができるようにする。